

平成 29 年 度

業務設計書（公示用）

業務名： 常盤2条2丁目3号線ほか1線道路整備検討業務

平成 29 年 9 月 単価適用

南区土木部維持管理

位置図

1 : 10,000

履行箇所：常盤4号線

履行箇所：常盤2条2丁目3号線

工事名：常盤2条2丁目3号線ほか道路整備検討業務
施工箇所：南区常盤2条2丁目

500m

1/10000

()	業務名	常盤2条2丁目3号線ほか1線道路整備検討業務
-----	-----	------------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

一般構造物予備設計 一式 一般構造物詳細設計 一式 道路詳細設計 L=0.21km

一般調査（土質調査） 一式

測量範囲 0.72ha 延長 0.21km

・路線測量 0.21km・境界測量 0.17ha・3級基準点測量 2点・4級基準点測量 3点・用地平面図作成 0.23ha

2. 場所

南区常盤2条2丁目

3. 期間

契約書に示す着手の日から140日間とする。

4. 図面

別添のとおり（図面3枚）

5. 仕様書

札幌市公共測量仕様書、札幌市公共測量作業要領、札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書及び必要とする示方書、指針、便覧、基準等に準ずる。

6. 特記仕様書

別添のとおり。

特記仕様書

1 業務目的

常盤2条2丁目3号線と常盤4号線（常盤24号線～常盤2条2丁目3号線間）において、測量、道路詳細設計、構造物予備設計及び詳細設計、土質調査を行うことにより、道路整備計画を総合的に検討するための基礎資料とするものである。

2 業務内容

- (1) 測量 一式
- (2) 道路詳細設計 L=0.21 km
- (3) 一般構造物予備設計（擁壁・補強土） 一式
- (4) 山留め式擁壁詳細設計（自立山留め式擁壁） 一式
- (5) 機械ボーリング 1孔（ $\Sigma L=8m$ ）
- (6) 標準貫入試験 8回
- (7) 解析等調査 一式

3 共通事項

- (1) 第1回打合せ・成果品納入時には主任技師が立ち会うこと。また、中間打合せの回数は2回（地質調査後、一般構造物詳細検討後）とする。
- (2) 業務遂行上、知りえた情報及び資料等（本業務で作成した資料を含む）は、外部に漏らしてはならない。
- (3) 業務内容及び不明な点については、担当職員と十分打合せを行うこと。
- (4) 建設副産物対策
 - ア 受託者は、設計にあたって建設副産物の発生・抑制・再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。
 - イ 前項に基づき、建設副産物の検討成果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。
- (5) 安全管理について
 - 外業時は、必ず安全施設を設置し、他の交通に支障のないよう速やかに業務を遂行すること。
 - なお、交通安全施設の状況写真を撮影するものとする。
- (6) 着手予定日は、平成29年10月27日を想定している。
- (7) 検討事項を整理の上、設計計画の報告書として取りまとめなければならない。
- (8) 貸与された資料・図面を現地と照合して、十分に掌握すると共に、業務計画を立てるものとする。また、指示事項についても同様とする。
- (9) 図面をCADで作成した場合は担当職員と協議の上、図面と併せて電子媒体（CD-Rなど）で電子データを納入するものとする。また、電子納品については札幌市電子納品運用ガイドライン（案）〔土木業務編〕に基づいて行うものとする。以下のアドレスを参照すること。

- (10) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- (11) 本業務においては、本市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
 - ① 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - ② ごみ減量及びリサイクルに努めること。
 - ③ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
 - ④ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - ⑤ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
 - ⑥ 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚をもつような研修を行うこと。

4 詳細設計（道路詳細設計、一般構造物予備設計、山留め式擁壁詳細設計）

- (1) 設計区間は車道（一部歩車道）を整備するものとする。
- (2) 施工計画は、本業務で作成する数量計算書に基づく工事費の算出調書及び工程表についても作成する。工程表は、支障物件の移設等を踏まえた全体の整備計画とする。
- (3) 設計にあたっては現地の地形ならびに交通状況を把握し、工事材料に関する経済的条件を考慮して、最も現地に適した設計を行うものとする。
- (4) 既設物の除却・修正（既存施設の撤去、樹木、柵、側溝・防護施設・人孔修正・境界杭引照復元・道路占用物件に関する措置など）、その他の工種についても交通規制に要する仮区画線などを含み、工事实施に伴い要するものは、工事積算に必要な数量を算出する。
- (5) 構造物設計は、予備設計を擁壁・補強土、詳細設計を山留め式擁壁として見込んでいるが、予備設計の精査後詳細設計を行う前に、構造物の形式について監督員と協議し選定すること。
- (6) 納入成果品
 - ア 設計図書
 - (1) 折込図面（紙）：各3部
 - (2) 縮小図面観音製本（製本後の大きさは、日本工業規格 A4 程度）：各3部
 - イ 構造計算書、数量計算書、報告書（原稿1部・製本3部）

5 地質調査

- (1) 調査位置については、現地条件及び既存周辺資料等を勘案の上、受託者が素案を作成し、担当職員と協議して決定する。
- (2) ボーリング調査については土質ボーリング 8mを見込んでいるが、調査深さに変更が生じる場合は監督員と協議すること。
- (3) 孔径φ 66mmの機械ボーリングを実施し、1m毎に標準貫入試験を実施する。
- (4) 機械ボーリングの調査深度は、N値 20以上の層が2m以上連続して確認されるまで行い、延長が変更になる場合は監督員と協議するものとする。

(5) 既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ、断面図等の作成、総合解析とりまとめを実施する。

(6) 納入成果品

ア 各試験結果の試験表及び試験結果・柱状図・報告書を製本し2部提出する。

イ 地層断面図を各層毎に色塗りし2部提出する。

6 測量

6-1 資料収集

(1) 法務局(法務局・支局・出張所)資料

ア 地図

イ 地積測量図

ウ 土地登記簿

(2) 国土地理院北海道地方測量部資料

ア 街区基準点成果

(3) 過年度測量成果資料

(4) 地下埋設物資料

埋設物管理者に埋設物の有無を照会し、埋設物が存在するときには原則として資料を入手又は転写すること。

ア 下水道施設

イ 上水道施設

ウ ガス施設

エ 電力施設

オ 通信施設

カ 融雪装置(ロードヒーティング)

キ その他(道路用地内に埋設する管理者が明らかな施設)

6-2 図面作成

(1) 転写連続図作成(敷地図作成)範囲等については担当職員と協議すること。

(2) 用地現況測量及び横断測量の測量幅は、中心線より両側各15mとする。

(3) 地下埋設物調査等の図化及び調書等については、担当職員の指示によること。

(4) 平面図には用地境界を記入すること。

(5) 交差点等の詳細が不要な箇所については、担当職員の指示によること。

6-3 基準点測量

3級基準点測量は、スタティック法又は短縮スタティック法によるGNSS測量で行うこと。

6-3 境界測量

既設境界標の有無を確認し、「土地境界立会確認書」を用いて地先の承諾を得ることとする。また、既設民地境界標に座標値付けを行うこと。

6-4 線形決定は、条件点の観測を行い、担当職員と協議し決定すること。

6-5 写真撮影範囲

(1) 玄関前・車庫等出入口

(2) 道路付属物(照明灯、標識、防護柵、雨水枿、溜枿、路面表示等)

(3) 基準点及び仮BM(街区基準点含む)

(4) 境界石、境界標、境界鋳

(5) 路線状況(測点及び交差点部の前後左右)

- (6) 作業状況（安全対策状況含む）
- (7) 道路占用物（電柱、消火栓、止水栓等）

6-6 電子データ

下表の格納文書・図面に該当するものについては、電子データを併せて提出するものとする。CAD データのレイヤ、色、線、文字の基準については、CAD 製図基準(案)（国土交通省、平成20年5月）による。

格納文書・図面	ファイル形式
測量業務計画書	PDF
各種計算簿（位置図・基準点経路図・基準点網図を含む）	PDF
写真帳	PDF 及び JPG
位置図・平面図・縦断図・土工定規図・交差点詳細図、横断図、用地敷地図	PDF 及び P21、DXF、JWW
地下埋設物図、支距図、物件調査図（支障物件図等）、地上占用物・道路付属物図（照明灯等）	PDF
その他の図面（本業務で作成した図面）	PDF

6-7 提出成果品

- (1) 測量成果図書（位置図、基準点経路図、基準点網図、各種計算簿、写真帳）：1部
- (2) 資料図書（各種資料図、資料収集により入手した資料）：1部
- (3) 白図等（測量成果図書に種類毎に収納）
 - ア 平面図（位置図・平面図・縦断図・土工定規図・交差点詳細図） 各1葉
 - イ 用地敷地図 各1葉
 - ウ 横断図 各1葉
 - エ 地下埋設物調査図 各1葉
 - オ 物件調査図 各1葉
 - カ 支距図 各1葉
 - キ 地上占用物・道路付属物図 各1葉
- (4) 電子データ（測量成果図書に収納）

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。